

HACCP普及・推進事業費(7,674千円)【新規】

【現状と課題】

HACCPは食品衛生の国際標準
県内では普及が伸び悩み

HACCPによる衛生管理とは？

【方法】

食品製造の各工程であらかじめ危害を予測し、危害を防止するため特に重要な工程を継続的に確認し、記録

【特徴】

各事業者が製造方法等に応じて自ら衛生管理計画を作成し実施するため、従来の一律の衛生管理基準による方法と比べると、より合理的で効果的

国では

食品安全の更なる向上を確保するため、平成32年度を目処にHACCPを制度化へ

県内では

食品等事業者はHACCPの必要性を認識しているが、正確な情報や認識を関係者間で共有する場がなく、HACCPの導入は進んでいない

【事業内容】

【趣旨】

HACCPに関わる関係者間において連携体制を構築し、HACCPに関する認識を一元的に共有するほか、セミナーや現地相談等により事業者の取組を促すとともに支援し、あわせて消費者の理解を醸成することにより、県内におけるHACCPの普及・導入を積極的に推進し、県産食品の更なる安全性及び国内外への発信力の向上を図る。

青森県HACCP推進協議会【仮称】(2,694千円)

◎食品等事業者、食品関係団体消費者団体、行政機関等の関係者間で連携体制を構築し、以下の内容を実施する。

- ・制度化の正確な情報と認識を共有
- ・国のモデルプランの共有
- ・HACCP導入希望施設での現地相談
- ・業界団体、消費者団体を活用した普及・情報発信
- ・相談体制の構築

消費者の認知度向上(1,381千円)

◎消費者向けポスター・リーフレット等の作成・配布により、消費者のHACCP認知度の向上を図る

HACCPセミナーの開催(3,599千円)

◎食品等事業者を対象としたセミナーを開催

- ・HACCPの必要性・基礎知識の普及
- ・業態に応じた細やかな事例紹介
- ・個別事業者に対する相談コーナーの設置



【事業効果】

食品等事業者によるHACCPの正しい理解

HACCPに関する相談・指導体制の整備

消費者の理解醸成 HACCP＝安全・安心



HACCPの普及・推進で
県産食品の安全性アップ
国内外への発信力アップ

平成30年度スケジュール

項目	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
連絡会議			①				②					③
HACCP導入希望施設で現地相談												
HACCPセミナー				①							②	
消費者認知度												
リーフレット・パンフレット作成												
配布												

第1回青森県HACCP推進連絡会議議事内容

1 本会議の主旨

- HACCP制度化に関する認識・情報の共有
- HACCP導入に関する相談対応体制の構築
- 消費者への普及

2 HACCP制度化について

- HACCP制度化の背景
- 「基準A」と「基準B」
 - 基準A:HACCPに基づく衛生管理
 - 対象事業者 事業者の規模等を考慮。と畜場・大規模食鳥処理場
 - 内容 HACCP自主点検票
 - 基準B:HACCPの考えを取り入れた衛生管理
 - 対象事業者:小規模、店舗での製造販売、多種類、
一般衛生管理のみ
- スケジュール
 - 2年以内に施行＝2020年 ＋ 猶予期間1年

3 県の取組(HACCP普及・推進事業)について

- 事業者向けHACCPセミナー
 - 各団体での周知・御参加をお願いします。
- HACCP導入現地相談
 - 保健所・コンサルタントが施設を訪問します(無料)。
 - 相談施設の御推薦をお願いします。
- 相談対応体制の構築
 - 各団体等での相談対応事例の提供をお願いします。
- 消費者への情報発信
 - 流通・小売・消費者団体には。ポスター掲示等をお願いします。

青森県HACCP推進連絡会議設置要領

(趣 旨)

第1条 HACCPは食品衛生管理の国際標準となりつつあり、国内においても食品衛生法等の改正により制度化が進められていることから、食品関係者間においてHACCPに関する情報及び認識を共有し、県内におけるHACCPの普及・導入を積極的に推進するため、「青森県HACCP推進連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(会議事項)

第2条 連絡会議の会議事項は、次のとおりとする。

- (1) HACCP制度化に関する情報の共有
- (2) HACCP導入手法の共有
- (3) 食品関係団体及び消費者団体を通じたHACCPの普及・情報発信
- (4) HACCPに関する食品等事業者からの相談体制の構築
- (5) その他、HACCPの普及・推進に当たって必要な事項

(運 営)

第3条 連絡会議の参集範囲は、別表に掲げる団体等とする。

- 2 連絡会議に事務局長を置き、事務局長は、県健康福祉部保健衛生課長とする。
- 3 連絡会議は、事務局長が招集し、会議の議事進行を務める。
- 4 事務局長は、必要に応じて参集する団体を加えることができる。

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、県健康福祉部保健衛生課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、県健康福祉部保健衛生課長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月26日から施行する。

本連絡会議について

- 開催目的
- 開催方法
- 会議事項

本連絡会議の開催目的

- 県内におけるHACCPの普及・推進
- 問題意識
 - HACCP導入に関する意識の違い
 - HACCP導入に関する情報が分からない
 - HACCP導入に関する相談先が分からない
 - 消費者に評価されない

本連絡会議の開催方法

- 年3回(本日、9～10月、2月)開催
- 参集範囲 食品関係団体、コンサル等
- 事務局 青森県保健衛生課
- 議題
 - HACCP制度化に関する認識・情報の共有
 - HACCP導入に関する相談対応体制の構築
 - 消費者に対するHACCPの普及
 - その他、食品等事業者に有用な情報共有

HACCP制度化に関する情報・認識の共有

- 国の動向
- 国のガイドライン・手引書等
- 県の取組内容
 - 連絡会議
 - HACCPセミナー
 - HACCP導入に係る現地相談
- 効果的なHACCP導入手法

HACCP導入に関する相談対応体制の構築

- 県保健衛生課、各保健所
- コンサルタント
- 業界団体

- だれでも共通認識で同じ回答を
 - 基本的な認識の共有
 - 相談対応事例の共有

消費者に対するHACCPの普及

- 消費者に分かりやすいリーフレットの配布
- 消費者に分かりやすいポスター等の掲示